

第3章 計画の推進

- 1 推進体制の充実
- 2 市民、事業所、関係機関などとの連携
- 3 計画の進捗管理と評価
- 4 推進体制図

1 推進体制の充実

計画の推進に係る施策は、市政のあらゆる分野にわたっているため、その推進にあたっては全庁的に取り組みます。

また、職員一人ひとりが男女共同参画の意識をもって施策を推進することはもちろんのこと、市民・事業所等の理解と協力のもと、連携して総合的かつ効果的な計画の推進に努めます。

(1) 庁内推進体制

①計画を効率的かつ着実に推進するため、副市長・教育長・本庁課局長・支所長からなる「村上市男女共同参画計画庁内推進委員会」及び具体的事項について協議・検討する「担当者会議」の充実・強化に努めます。

②男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、職員研修を充実します。

(2) 市民等による外部からの推進体制

①有識者、各種団体代表、市民からなる「男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画社会の実現に向け、市長の諮問に応じて男女共同参画に関する重要事項について審議を行うほか、計画の実施内容について報告を受け、必要に応じて市長に意見を述べます。

②男女共同参画をより総合的かつ計画的に推進するための「村上市男女共同参画推進条例」の制定に向けて検討を行います。

2 市民、事業所、関係機関などとの連携

市民や事業所、国や県、女性財団、NPO法人など関係機関との連携を深め、他市町村とも協力しながら計画を効果的に推進します。

3 計画の進捗管理と評価

計画を実効性の高いものとして総合的に推進していくため、各施策について具体的な事業を実施し、各担当課から評価の報告を求め、目標値を設定した項目についてはその達成割合で進捗状況を判断します。

庁内推進委員会においては、計画の進捗状況に対する評価・確認をするとともに、男女共同参画審議会において実施内容を審議・評価し、毎年度、計画の進捗状況を公表します。

併せて、必要に応じて適時市民意識調査を実施します。

4 推進体制図

